

2024年度障害福祉サービス事業者等指導監査報告書

1 町田市の指導監査について

(1) 指導及び監査の目的

町田市（以下「市」という。）では2017年度から、市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、指導及び監査（以下「指導監査」という。）を実施しています。

指導監査は、障害福祉サービス事業者等が法令等で定める最低基準及び指定基準等を遵守しているか等を個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置をすることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 指導について

指導の類型には、実地指導と集団指導があります。

ア 実地指導

実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所へ赴き、関係書類を閲覧し、関係者からの面談等で現状を確認します。特に改善を要すると認められた事項が生じた場合は、後日、実地指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知し、原則として実地指導日から60日以内に改善報告書の提出を求めます。

指導根拠は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項にある、自立支援給付（障害児通所給付費）の支給に関して必要があると認めるときの規定に基づいて、実地指導を実施しています。

実地指導の権限は、東京都と区市町村にあります。市での指導対象は、市内全ての障害福祉サービス事業者等を対象としますが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等、市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて実地指導を実施することとしています。

イ 集団指導

集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行うものになりますが、町田市では新型コロナウイルス感染拡大等への配慮から、2021年度からオンラインを活用した動画配信の方式での集団指導を実施しています。2024年度は、共同生活援助事業所及び短期入所事業所を対象とした集団指導を、動画配信で実施しました。

国の指針においても2024年4月1日から、集団指導の方法として、オンライン等の活用による動画配信等による実施も可能とする旨が明記されたため、今後も動画配信の方式での集団指導を継続していく予定です。

(3) 監査について

自立支援給付に係る費用等の不正請求、著しく不当なサービスの提供が明らかな場合等には、監査を実施します。監査の結果、不正等が判明した障害福祉サービス事業者等に対しては、支援法第49条、第50条等に基づき、都知事が勧告、命令、指定の取消等の処分を行います。

2 2024年度指導監査実施状況

(1) 実地指導の実施状況

2024年度の町田市の障害福祉サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指摘とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

2024年度・実地指導の実施状況

①は2024年4月1日現在の数値

| 対象サービス数 (①) | 実地指導を行 ったサービス 数(②) | ②のうち 文書指摘を 行った サービス数(③) | ②のうち 口頭指導を 行った サービス数 | 文書指摘と 口頭指導の 件数 | 実地指導の 実施率 (②/①) | 文書指摘率 (③/②) |
|---------------------------------------|--------------------------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------|-----------------------|----------------|
| (1) 市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス（(2)を除く） | | | | | | |
| 75 | 26 | 25 | 26 | 330 | 34.7% | 96.2% |
| (2) 市が指定権限を持つ指定特定相談支援及び指定障害児相談支援 | | | | | | |
| 46 | 10 | 10 | 10 | 131 | 21.7% | 100.0% |
| (3) その他の障害福祉サービス | | | | | | |
| 345 | 17 | 17 | 17 | 251 | 4.9% | 100.0% |
| (4) 合計 | | | | | | |
| 466 | 53 | 52 | 53 | 712 | 11.4% | 98.1% |

(2) 実地指導における主な文書指摘事例

| 【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス | 2024年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳） | 合計 269件 |
|--|--|--------------------------------------|
| 月ごとに勤務表を作成していない。 | 31件 | 居宅系 54 |
| 事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかなければならない。原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。 <主な指摘事例> ・勤務表が未作成 ・勤務時間の記載がない ・勤務表に一部従業員の記載がない ・常勤・非常勤の別の記載がない ・管理者の勤務状況の記載がない ・兼務関係の記載がない <主な根拠法令> ・都条例第155号第56条 ・都条例第155号第51条 ・都条例第155号第12条第1項 ・都条例第155号第195条 など ・障発第1206001号第4の3(17)① ・障発第1206001号第4の1(7)① ・障発第1206001号第3の3(22)① <改善の際の注意点> 月ごとに勤務表を作成し、対象者と必要事項を全て記載してください。 | 11.5% 居宅系 3 居住系 6 施設系 9 相談系 12 児童系 1 | 居宅系 57 施設系 45 相談系 78 児童系 35 |
| 感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づく必要な措置を行っていない、又は行っているが不十分。 | 29件 | |
| 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 <主な指摘事例> ・感染症対策の業務継続計画に基づく従業員への定期的な研修及び訓練が未実施、又は実施しているが不十分。 ・非常災害対策の業務継続計画に基づく従業員への定期的な研修及び訓練が未実施、又は実施しているが不十分。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第12条の2 ・都条例第139号第14条の2 ・障発1206001通知第三3(23) ・障発0330通知第三3(28) <改善の際の注意点> 感染症対策、非常災害対策のそれぞれについて、業務継続計画を策定し、措置を講じることが必要です。 感染症対策、非常災害対策のそれぞれについて、研修及び訓練の両方の実施が必要です。 | 10.8% 居宅系 1 居住系 3 施設系 4 相談系 18 児童系 3 | |
| 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等の措置を講じていない又は講じているが不十分。 | 27件 | |
| 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の障害者虐待の防止等のための必要な措置を講じること。 <主な指摘事例> ・虐待防止委員会を年1回以上開催していない ・虐待防止責任者を設置していない ・虐待通報先の掲示がない又は不十分 ・虐待防止研修を全従業員が年1回以上受講していることが確認できない <主な根拠法令> ・虐待防止法第15条 ・都条例第155号第3条第3項 ・都条例第139号第3条第4項 <改善の際の注意点> ・虐待防止委員会は、定期的に年1回以上開催してください。 ・虐待防止責任者は設置のうえ、重要事項説明書に記載する等により明示してください。 ・障害者虐待の相談、通報、届出先を記載した文書を掲示してください。 ・虐待防止研修は、職種や利用者へ直接支援を行うか否か等を問わず、全従業員が年1回以上の受講が必要です。 | 10.0% 居宅系 9 居住系 9 施設系 2 相談系 5 児童系 2 | |
| 重要事項説明書又は利用契約書について、未作成又は必要事項の記載が不十分。 | 25件 | |
| 事業者は、支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下、重要事項説明書という。）を交付して説明を行わなければならない。 利用者との間でサービス提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、必要事項を記載した書面を交付しなければならない。 <主な指摘事例> ・重要事項説明書が、未作成又は必要事項の記載が不十分。 ・利用契約書が、未作成又は必要事項の記載が不十分。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第13条第1項及び第2項 ・社会福祉法第77条第1項 ・障発第1206001号第3の3(1) <改善の際の注意点> ・重要事項説明書には、必要事項を全て記載し、必ず利用申込者に交付してください。 ・利用契約書には、必要事項を全て記載し、必ず利用者へ交付してください。 | 9.3% 居宅系 8 居住系 5 施設系 5 相談系 6 児童系 1 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|---|-----|----|-----|---|-----|----|-----|---|
| <p>【サービス種別の分類】居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス</p> | <p>2024年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ (件数の内訳)</p> | | | | | | | | | | |
| <p>事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。</p> | <p>25件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>事業者は、当該事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等しなければならない。</p> <p><主な指摘事例> 次の重要事項の掲示が無かった。 ・運営規程の概要 ・勤務の体制 (以下は相談支援事業所のみ) ・相談支援の実施状況 ・従業者の有する資格、経験年数 ・各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるもの</p> <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第35条 ・都条例第155号第92条 ・障発第1206001号第3の3(25) ・厚労省令第28号第23条 ・障発0330第22号第二の2(20) ・厚労省令第27号第31条 ・障発0330第21号第二の2(26) ・都条例第139号第41条 など</p> <p><改善の際の注意点> 事業所内の閲覧しやすい場所に、必要な重要事項を掲示するか、もしくは閲覧用ファイルを備え置きしてください。</p> | <p>9.3%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>1</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>10</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>2</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>10</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>2</td></tr> </table> | 居宅系 | 1 | 居住系 | 10 | 施設系 | 2 | 相談系 | 10 | 児童系 | 2 |
| 居宅系 | 1 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 10 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 2 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 10 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 2 | | | | | | | | | | |
| <p>感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するための必要な措置を行っていない、又は行っているが不十分。</p> | <p>24件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>事業者は、事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染対策委員会」という。）を定期的開催し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため指針を整備し、従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をいずれも定期的実施しなければならない。</p> <p><主な指摘事例> ・感染対策委員会を定期的開催していない ・感染対策指針を整備していない ・感染対策のための従業者に対する研修及び訓練を定期的実施していない。</p> <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第34条第3項 ・都規則第175号第4条の2 ・障発1206001通知第三3(24)② ・都条例第139号第39条第2項 ・都規則第167号第8条の2 ・障発0330通知第三3(31)</p> <p><改善の際の注意点> 感染対策委員会を定期的開催してください。感染対策指針を整備してください。 研修及び訓練の両方の実施が必要です。</p> | <p>8.9%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>5</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>4</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>2</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>8</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>5</td></tr> </table> | 居宅系 | 5 | 居住系 | 4 | 施設系 | 2 | 相談系 | 8 | 児童系 | 5 |
| 居宅系 | 5 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 4 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 2 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 8 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 5 | | | | | | | | | | |
| <p>加算又は減算事項があるものに対して、適正に算定していない。</p> | <p>12件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>事業者は、各種加算又は減算についてはその要件に基いて適切に算定しなければならない。</p> <p><主な指摘事例> 各加算の要件を満たしていなかった。詳細は、下記の根拠法令欄を参照</p> <p><主な根拠法令> ・就労継続支援B型（福祉専門職員配置等加算）／平18厚労告523別表第14 8注1 ・就労継続支援B型（欠席時対応加算）／平18厚労告523別表第14 9注 ・就労継続支援B型（送迎加算）／平18厚労告523別表第14 14注1 ・放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算）／平24厚労告122号別表第3 6の2注 ・放課後等デイサービス（延長支援加算）／平24厚労告122号別表第3 10注1 ・計画相談支援（行動障害支援体制加算）／平24厚労告125別表 12注 ・障害児相談支援（サービス担当者会議実施加算）／平24厚労告126別表 10注</p> <p><改善の際の注意点> 加算を請求する場合は、加算要件をよく確認してください。 加算又は減算対象となる介護給付費等について、町田市障がい福祉課と協議し、適切に処理してください。</p> | <p>4.5%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>3</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>7</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>2</td></tr> </table> | 居宅系 | 0 | 居住系 | 0 | 施設系 | 3 | 相談系 | 7 | 児童系 | 2 |
| 居宅系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 3 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 7 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 2 | | | | | | | | | | |
| <p>区市町村から、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る給付費の額を通知していない。</p> | <p>12件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>事業者は、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合は、当該給付費の対象障害者等（利用者）に対し、当該給付費の額を通知しなければならない。</p> <p><主な指摘事例> ・法定代理受領通知を利用者に発行していなかった。 ・法定代理受領通知は発行していたが、発行日付が不適切だった。(給付費の受領前の日付で発行していた)</p> <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第27条第1項</p> <p><改善の際の注意点> 給付費を受領後、利用者へ給付費の額を、適切な日付で通知してください。</p> | <p>4.5%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>5</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>7</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table> | 居宅系 | 5 | 居住系 | 0 | 施設系 | 0 | 相談系 | 7 | 児童系 | 0 |
| 居宅系 | 5 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 7 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 0 | | | | | | | | | | |

| 【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス | 2024年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳） |
|--|--|
| 身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていない。 | 9件 |
| 事業者は、身体拘束の適正化を図るための必要な措置として、身体拘束適正化検討委員会の定期的開催、身体拘束等の適正化のための指針整備、従業者に対して身体拘束等の適正化のための定期的研修を実施しなければならない。 <主な指摘事例> ・委員会を年1回以上開催していない ・指針が未整備 ・研修を年1回以上開催していない <主な根拠法令> ・都条例第155号第35条の2第3項 ・都規則第175号第4条の3 ・都条例第139号第42条第3項 ・都規則第167号第8条の3 <改善の際の注意点> 身体拘束の適正化を図るための必要な措置は、年1回以上の委員会開催、指針整備、年1回以上の従業者への研修の3点全てを実施してください。 | 3.3% 居宅系 5 居住系 0 施設系 2 相談系 0 児童系 2 |
| 事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないが、連絡と措置が行われていない。 | 8件 |
| 事業者は、法令で定められた事故が発生した場合は、速やかに東京都及び町田市等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じなければならない。 <主な指摘事例> ・報告対象事故（誤与薬、利用者の通院等を要した事故など）について、都と町田市の両方に報告していない。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第40条第1項 ・都条例第139号第50条第1項 ・厚労省令第28号第28条第1項 ・障発0330第22号第二の2(24) ・6福祉障施第499号1 <改善の際の注意点> 法令で定められた事故について、東京都及び町田市障がい福祉課等に報告を行ってください | 3.0% 居宅系 2 居住系 5 施設系 0 相談系 0 児童系 1 |
| 事業者名、サービス利用開始年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載していない。 | 8件 |
| 事業者は、利用者のサービス利用に際し、事業者名、サービス利用開始年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しなければならない。 <主な指摘事例> ・町田市発行の受給者証の場合は記載欄は受給者証別紙にあるが、そこに記載していなかった。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第14条第1項 ・都条例第155号第103条第1項 ・障発第1206001号第6の4(2)① ・都条例第155号第197条の4第1項 ・障発第1206001号第15の3(2) ・障発0330第12号第5の3(3)（第3の3(7)準用） <改善の際の注意点> 必要事項を利用者の受給者証（町田市の場合は別紙）に記載してください。 | 3.0% 居宅系 2 居住系 5 施設系 0 相談系 0 児童系 1 |
| 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。 | 7件 |
| 事業者は、業務管理体制を整備しなければならず、指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の当該事業者は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しなければならない。また、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項及びその変更を届け出なくてはならない。 <主な指摘事例> ・届出をしていない。 ・届出状況が確認できない。 ・法令遵守責任者が未選任 ・変更の届出をしていない(指定事業者等の名称、主たる事務所の所在地及びにその代表者の氏名、法令遵守責任者の氏名等) <主な根拠法令> ・支援法第51条の2 ・支援法施行規則第34条27及び第34条の28 <改善の際の注意点> 法令遵守責任者を選任し、業務管理体制の整備に関する事項及びその変更について、東京都（相談系事業所の場合は町田市）に届出してください。 | 2.6% 居宅系 7 居住系 0 施設系 0 相談系 0 児童系 0 |

| 【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス | 2024年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳） |
|---|---|
| サービス利用料以外に支払いを求める費用について、適切に取扱っていない。 | 7件 |
| 事業者が利用者から金銭を徴収できるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られる。また、当該金銭の授受は実費相当額の範囲内で行うこととされている。また、金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。 <主な指摘事例> ・共同生活援助において、利用者から支払を受けている保証金や光熱水費等について、精算を行っていなかった。 ・旅行積立金等について、書面によって利用者に説明し同意を受けたことが確認できなかった。 <主な根拠法令> ・都条例155号第197条の5第3項 ・都規則第175号第44条の2 ・平18障発第1206002号 <改善の際の注意点> 実費相当額の範囲内で行う費用については、必ず精算を行ってください。 金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について明記した書面を作成し、利用者に説明して書面で同意を得てください。 | 2.6% 居宅系 0 居住系 3 施設系 4 相談系 0 児童系 0 |
| サービスの提供の記録について、必要事項を記載のうえ、利用者から確認をうけていない。 | 6件 |
| 事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。また、事業者は、記録に際し、利用者から、サービスの提供を受けたことについて確認を受けなければならない。 <主な指摘事例> ・サービス提供記録について、必要事項の記載が不十分、又は利用者から確認を受けていない。 ・サービス提供実績記録票について、必要事項の記載が不十分、又は利用者から確認を受けていない。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第23条 ・都条例第155号第154条 ・障発第1206001号第3の3(9) ・障発第1206001号第4の3(2) ・都条例第139号第25条 ・障発0330第12号第3の3(10) など <改善の際の注意点> サービス提供記録とサービス提供実績記録票の両方について、サービスの提供日ごとに、支援内容やその他必要な事項を記録し、利用者から確認を受けてください。 | 2.2% 居宅系 1 居住系 1 施設系 0 相談系 0 児童系 4 |
| 障害福祉サービスの実施に係る計画等を作成していない、又は必要事項の記載が不十分。 | 5件 |
| サービス提供責任者は、利用者の状況及び希望等を踏まえて、障害福祉サービスの実施に係る具体的な計画を作成しなければならない。 <主な指摘事例> ・個別支援計画の必要事項の記載が不十分。 ・個別支援計画が未作成。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第10条第2項 ・障発第1206001号第3の3(16) ・都条例第139号第12条第2項 ・障発第0330号第12号第三の3(16) <改善の際の注意点> 利用者の状況及び希望等を踏まえて、障害福祉サービスの実施に係る具体的な個別支援計画を作成してください。 児童発達支援や放課後等デイサービス等の個別支援計画は、2024(令和6)年度から必要事項が大幅に増え、個別支援計画の別紙も必須になりましたので、漏れなく作成してください。 | 1.9% 居宅系 1 居住系 1 施設系 0 相談系 1 児童系 2 |
| 就労支援事業会計に関する不備がある。（工賃関係） | 5件 |
| 指定就労継続支援B型等の事業者は、各会計年度に係る計算書類の附属明細書として、就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成しなければならない。 指定就労継続支援B型等の事業者は、年度ごとに工賃水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた工賃の平均額を利用者に通知しなければならない。 <主な指摘事例> ・就労支援事業会計に係る附属明細書3点が未作成。 ・前年度の工賃実績を、利用者に未通知。 ・現年度の工賃目標を、利用者に未通知。 <主な根拠法令> ・社援発第0115第1号別紙第二-2 ・都条例第155号第187条第4項 ・障発第1206001号第12の3(1) <改善の際の注意点> 就労支援事業会計に係る附属明細書3点を作成してください。 前年度の工賃実績及び現年度の工賃目標は、必ず利用者に通知してください。 | 1.9% 居宅系 0 居住系 0 施設系 5 相談系 0 児童系 0 |

| 【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス | 2024年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳） |
|--|--|
| 利用者に対して領収証を交付していない。 | 5件 |
| 事業者は、支給決定障害者等（利用者）から、障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。 <主な指摘事例> ・領収証を利用者に未交付 <主な根拠法令> ・都条例第155号第144条第3項及び第4項 ・都条例第155号第197条の5第4項 ・都規則第175号第26条 <改善の際の注意点> 領収証を利用者に交付してください。 | 1.9% 居宅系 0 居住系 2 施設系 3 相談系 0 児童系 0 |
| 安全計画を策定していない。 | 5件 |
| 事業者は、利用児童の安全の確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検、事業所外での活動・取組等を含めた生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じてなければならない。 <主な指摘事例> ・安全計画を策定していない。 <主な根拠法令> ・都条例第139号第51条の2 ・障発第0330号第12号第三の3(30の2) <改善の際の注意点> 安全計画を策定してください。 | 1.9% 居宅系 0 居住系 0 施設系 0 相談系 0 児童系 5 |

根拠法令等

| 略称 | 正式名称 |
|-------------|--|
| 虐待防止法 | 平成23年法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 |
| 支援法 | 平成17年法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 |
| 支援法施行規則 | 平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」 |
| 児童福祉法 | 昭和22年法律第164号「児童福祉法」 |
| 児童福祉法施行規則 | 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」 |
| 都条例第155号 | 平成24年東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」 |
| 都規則第175号 | 平成24年東京都規則第175号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」 |
| 障発第1206001号 | 平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」 |
| 障発第1206002号 | 平成18年12月6日障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 |
| 都条例第139号 | 平成24年東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」 |
| 都規則第167号 | 平成24年東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」 |
| 障発0330第12号 | 平成24年3月30日障発0330第12号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」 |
| 厚労省令第27号 | 平成24年厚生労働省令第27号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」 |
| 厚労省令第28号 | 平成24年厚生労働省令第28号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」 |
| 障発0330第22号 | 平成24年3月30日障発0330第22号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」 |
| 平18厚労告523号 | 平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 |
| 平24厚労告122号 | 平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」 |
| 社援発第0115第1号 | 平成25年1月15日社援発第0115第1号「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について |
| 6福祉障施第499号 | 令和6年東京都福祉局障害者施策推進部通知第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」 |

(3) 集団指導の実施状況

2024年度は、多くの従業者の方に受講していただく観点等から、期間を定めて動画配信での集団指導を下記のとおり実施しました。

動画配信方式での集団指導

※②の参加事業所数は、実施後アンケートの回答数で集計しています。

| 実施日 | 対象事業 | 対象サービス数 (①) | 参加サービス数 (②) | 出席率 (②/①) | 主な内容 |
|----------------------------------|--|----------------|----------------|--------------|---|
| 2025年 2月3日(月)から 2月21日(金)まで | 町田市内の下記のサービス 種別の事業所 ・共同生活援助 ・短期入所 | 66 | 59 | 89.4% | 実地指導における 主な指摘事項について ・共通編 ・運営編 ・利用者支援編 |